

令和8年度 農地中間管理事業 事業計画

公益財団法人やまぐち農林振興公社
(山口県農地中間管理機構)

1 農地集積目標

県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」における「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標」の実現に向け、機構を通じた担い手への農地集積目標を「1,485ha」とする。

2 事業の実施体制

(1) 事業推進体制の強化

地域に密着した農地集積推進員をきめ細かく配置するとともに、機構本部職員との情報交換を密にして推進体制を強化する。

(2) 関係機関との連携強化

地域での話し合いをもとに市町が策定した地域計画の実現に向けて、市町並びに農業委員会、JAグループ、土地改良区、農林水産事務所などの関係機関と緊密な連携を図る。

3 事業推進のための重点的な取組

(1) 地域計画の実現に向けた事業の重点実施

県内各地域での話し合いをもとに市町が策定した地域計画の実現に向けて、計画区域を事業の重点実施区域とし、計画に位置付けられた担い手へ農地を集積・集約化する。

(2) 農業委員会との連携

地域計画の実現に向けては、市町との連携はもとより、農業委員会との連携も強化する必要があることから、情報交換会や事業説明会などを開催するとともに、特に機構の農地集積推進員と農業委員や農地利用最適化推進委員との協働・連携を一層強化する。

(3) 農地整備事業との連携

農地整備事業の実施地区においては、地域計画の実現に向けた担い手への農地集積・集約化を図るため、土地改良団体等との連携の下、農地整備事業と一体的な事業を展開する。

(4) 遊休農地並びに所有者不明農地の解消及び活用

地域計画の区域内に存在する遊休農地や所有者不明農地については、関係機関と連携して、国の遊休農地解消対策事業や農地法第41条に基づく知事裁定制度により、農地の遊休化を防止・解消して、担い手への集積を促進する。

(5) 事務手続きの改善

制度改正に伴い、出し手・受け手並びに市町や農業委員会などの事務負担を軽減するため、事務処理の簡略化や事務処理システムの改善を行ったところであり、その効果等を検証しながら、更なる事務改善に取り組む。

また、国の整備する農地情報システムの有効活用を図る。

(6) 賃借料の徴収並びに支払いに関する適正執行

事業の進展に伴い増加する農地の賃借料に関して、担い手からの徴収並びに地権者への支払い事務を確実に執行するため、地権者や担い手の情報を常に最新のものとなるよう、関係機関の協力を得ながら、適正な情報の入手に努める。